

平成28年10月1日現在

1. 商品名	・新リビング・リフォームローン
2. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の営業区域内に居住あるいは勤務されている方</li> <li>・年齢が満20歳以上で継続して安定収入がある方</li> <li>・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</li> <li>・一般社団法人しんきん保証基金の保証を受けられる方</li> </ul>
3. お使いみち	<p>申込人が居住（居住予定を含む）し、申込人もしくはその家族（配偶者、親、子、孫、兄弟）が所有している自宅、またはその家族が居住（居住予定を含む）し、ご本人が所有している自宅にかかる次の資金</p> <p>※①は、申込日時点で、支払日から3ヶ月以内のものに限り支払済資金（工事請負契約時に支払う手付金・契約金に限る）も可</p> <p>①リフォーム（増改築・修繕）資金およびそれに伴う諸費用</p> <p>※「諸費用」とは印紙代、解体工事費用等</p> <p>②申込人が①を用途として自信用金庫を含む金融機関・信販会社（消費者金融は除く）から借り入れたローン（無担保）の借換え資金および借換えに伴う繰上げ完済にかかる手数料</p> <p>③申込人が、リフォームを行う物件の取得のために自信用金庫を含む金融機関から借り入れた住宅ローンまたはそれを借換えたもの（借換え直前3ヶ月の約定返済で、3営業日以上履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料（①または②と合わせた申込みに限る）</p> <p>④リフォームに付随して必要となるインテリアや家電等購入資金（①と合わせた申込みで100万円以内）</p> <p><b>【対象となる建物の条件】</b></p> <p>申込人またはその家族の持家で、抵当権・差押等の各種（仮）登記がないもの</p> <p>※次のものは各種（仮）登記から除く</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自信用金庫貸付（事業資金、住宅ローン（代理貸付を含む）等）にかかる抵当権および根抵当権</li> <li>・他行住宅ローンにかかる抵当権</li> </ul> <p>（注）次のいずれかに該当するものは、対象になりません</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払先が、申込人またはその配偶者、親、子が営む法人・自営業</li> <li>・支払先が、申込人の配偶者、親、子</li> </ul>
4. ご融資限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1万円以上1,000万円以内（1万円単位）</li> </ul> <p>（注）しんきん保証基金付無担保消費者ローンの合計が3,000万円を超えることはできません</p>
5. ご利用期間	・ご融資期間3ヶ月以上15年以内
6. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫所定利率（保証料率0.68%を含む）</li> </ul> <p>※金利引下げ項目につきましては当金庫の窓口か渉外担当者におたずね下さい</p>
7. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎月元金均等または元利均等返済となります</li> <li>・ボーナス併用返済は、ご融資額の50%までです</li> <li>・元金返済の据置は6ヵ月までです</li> </ul>
8. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不要です</li> </ul> <p>一般社団法人しんきん保証基金の保証付となります</p>
9. 手数料・保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務手数料は不要です</li> <li>・保証料 年0.68%（保証料は、ご融資金利に含まれております）</li> <li>・条件変更、一部繰上返済、期限前一括完済の手数料は無料です。</li> </ul>

平成28年10月1日現在

<p>10. ご用意いただくもの</p>	<p>正式なお申込み手続きの際にご用意いただくものです</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許証、運転免許証をおもちでない方は運転経歴証明書、パスポート、健康保険証（注）、顔写真付住民基本台帳カード</li> <li>・見積書、注文書、請求書等お使いみちと必要金額の確認できる書類</li> <li>・対象となる建物の全部事項証明書（申込時点で発行から3ヶ月以内のもの） ※「インターネット登記情報提供サービス」から出力したものも可能です</li> <li>・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控（税務署受付印のあるもの）のいずれか。年金受給の方は年金額改定通知書等 ※ご融資金額100万円以下の場合、年収確認書類は不要です</li> <li>・振込依頼書（保証金額の20%または50万円のいずれか大きい金額までは信用金庫の判断で振込しなくても可）</li> <li>・住宅ローンの借換え資金を含む場合は、借換え対象の住宅ローンにかかる返済予定表および返済用預金口座通帳</li> <li>・支払済資金の場合は、領収書、通帳等</li> <li>・ご印鑑（普通預金をお持ちの方はお届け印）</li> </ul> <p>（注）健康保険証の場合は住民票抄本や公共料金の領収書等の提示が必要となります</p>
<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-971-951）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、新潟県弁護士会（電話：025-222-5533）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室、全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）若しくは関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</p>
<p>12. その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在のご融資利率やご返済額の試算につきましては当金庫本支店までお問い合わせ下さい</li> <li>・カードローン「タイムリー」を同時にお申込みいただけます</li> <li>※本ローンと同時に申込むカードローン「タイムリー」のご融資極度額は100万円が上限となります</li> <li>■商品の詳細につきましては、カードローン「タイムリー」の商品概要説明書をご覧ください</li> </ul>